

平成 28 年 9 月 21 日

各 位

株式会社北洋銀行

生命保険(特定保険契約)の代理店手数料の開示等について

北洋銀行は、平成28年10月から「お客さま本位の業務運営」の実践に向けた取り組みとして、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の申し受け方式の変更」を行いますので、お知らせいたします。

1. 保険代理店手数料の開示

当行が保険会社から申し受ける生命保険(特定保険契約)の代理店手数料について、保険会社の同意を前提に自主的に開示します。

特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規則の一部が準用される市場リスクを有する生命保険商品で、変額年金、外貨建保険、市場価格調整機能を有する保険が対象となります。

代理店手数料は、保険会社から販売代理店に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではありませんが、販売体制における透明性を高め、お客さまにより適切な判断を行っていただけるよう、開示することとします。

2. 保険代理店手数料の申し受け方式の変更

一時払保険の代理店手数料の申し受け方式について、保険会社の同意を得られた商品より、従来の一括受け取り方式から、募集時のコンサルティングの対価としての「販売手数料」と、アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受け取る「継続手数料」に、分けて受け取る方式に変更します。

当行では、金融商品の販売において、お客さまのご意向に基づく正確かつ適切な情報提供とコンサルティングに努めており、保険募集においても募集時のコンサルティングのみならず、契約期間中の情報提供やアフターフォローを行うことを明確にするため、手数料の申し受け方式を変更することとします。

今後も多様化するお客さまのニーズに的確に対応するとともに、利便性の向上に努め、お客さまの期待に応えるベストパートナーとして、一層のサービス向上に努めてまいります。

以 上